その他 健康福祉関連施策

特定不妊治療費融資あっせん・利子補給事業

施策のポイント

本融資あっせん制度は他の自治体での実施例がなく、 全国初の事業である。また、所得制限を設けていないため、子どもを望むすべての家庭を対象としており、潜在的に不妊に悩む夫婦も含め経済的負担の軽減を図ることが出来る。 自治体情報

東京都文京区

人口/ 189,959人

標準財政規模/57,818,345千円

担当課保健衛生部健康推進課

電 話 番 号 直通03-5803-1229 代表03-3812-7111 内線2829

実施主体 文京区

関連ホームページ http://www.city.bunkyo.lg.jp/_11111.html

事業期間 平成22年度から

参考とした

関係施策分類

施 策 の 概 要

1 取組に至る背景・目的

特定不妊治療については健康保険が適用されないため、現在東京都及び文京区において治療後に費用助成を行っている。しかし、1度に多額の費用が必要となり、子どもの誕生をあきらめてしまう夫婦も多くいると考えるため、治療に必要な費用について融資あっせん・利子補給をし、治療を受けやすい環境を整える。

2 取り組みの具体的内容

(1) あっせん要件

文京区内に在住し、「東京都特定不妊治療費助成事業指定医療機関」において特定不妊治療を行う 夫婦。※所得制限は設けない。

- (2) 融資条件
 - 1回の治療につき50万円以内で最大5回(250万円)まで
- (3) 利率

契約利率は年2.9% (別途保証料あり)

- (4) 利子補給
 - 年 2.0%の利子補給を行う。
- (5) 返済期間

元金均等、毎月返済で5年(60月)以内 ※据置期間なし

(6) 取扱金融機関

文京区及び近隣の区に支店を有する信用金庫(11店舗)

3 施策の開始前に想定した効果、数値目標など

経済的理由により断念していた夫婦が治療を行う機会を持てるようになる。 年 100 件の申請見込み。

4 現在までの実績・成果

現在はまだ申請がないが、窓口や電話での問合せが5件来ており、申請を予定している方もいる。

5 導入・実施にあたり工夫した点や苦労した点とその対処法・解決策など

本制度融資は他に実施例がなく、また、とてもセンシティヴな内容であるため、制度の具体的内容や金融機関への協力依頼に関して、慎重を要した。

6 今後の展開と課題

不妊に悩む夫婦は潜在的にも多くいると考えるため、今後の需要をみながら、取扱金融機関の拡大など、さらに区民が利用しやすい制度を検討していく必要が考えられる。

予算関連データ

総額 ①~⑤の計		財源内訳(財源区分:①~⑤)				
①~⑤の計		①国費	②県費	3起債	④その他	⑤一般財源
1,143 千円		0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	1,143 千円
①~④の名称、 所管など	名称					
	所管					
	金額					
	補助率					